

義援金を支払った場合及び受取った場合の課税関係

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)や大阪府北部地震等、昨今、自然災害が頻発しています。被害を受けられた皆様方には、心からお見舞い申し上げます。

今回は、個人が被災地の地方公共団体に設置されている災害対策本部等に義援金を支払った場合及び義援金を受取った場合の課税関係についてご紹介します。

また、国税庁ホームページに、照会の多い事例を取り纏めた「義援金に関する税務上の取り扱いFAQ」も掲載されていますので、併せてご参照ください。

1. 義援金を支払った場合の課税関係

義援金の支払先により、取扱いが異なります。

寄附先	所得税法上の取扱い	ふるさと納税
被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部	寄附金控除の対象	○
日本赤十字社又は社会福祉法人中央共同募金会 ※①	寄附金控除の対象	○
被災地の救援活動等を行っている認定NPO法人 ※②	寄附金控除又は税務割当除の対象	×
募金団体 ※①	寄附金控除の対象	○
非認定NPO法人 ※③	寄附金控除及び税務割当除の取扱いなし	×

※① 被災者への支援を目的として、その義援金が最終的に地方公共団体(義援金配分委員会等)に対して拠出されるものであるときは、寄附金控除の対象となります。

支払先の事業資金として使用される場合は、取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。

※② 認定NPO法人の特定非営利活動に係る事業に対して拠出されるものであるときは、寄附金控除又は税務割当除の対象となります。

※③ 認定を受けていないNPO法人に対する寄附金は、寄附金控除及び税務割当除の取扱いはありませんのでご注意ください。

【控除額の計算方法】

(1) 寄附金控除

個人が特定寄附金を支出したときは、寄附金控除として所得金額から差し引かれます。

寄附金控除の計算

その年中に支出した特定寄附金の合計額 - 2千円 = 寄附金控除額
(注)特定寄附金の額の合計額は総所得金額等の40%が限度となります。

(2) 税務割当除

認定NPO法人に対する寄附金は、①寄附金控除の適用を受けるか、②税務割当除の適用を受けるか選択することができます。

税務割当除の計算

※④ (その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額 - 2千円) × 40% = 認定NPO法人等寄附金特別控除額

※④ 寄附金控除の適用を受ける額と認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が、総所得金額等の40%を超える場合は、総所得金額等の40%に相当する金額から寄附金控除の適用を受ける金額を控除した残額となります。

(注) 公益社団法人等寄附金特別控除額と併せて、所得税額の25%が限度となります。

【設例】 年収600万円の給与所得者が10万円の義援金を支払った場合

項目	義援金なし	義援金あり (寄附金控除)	義援金あり (税務割当除)
給与(収入)	6,000,000	6,000,000	6,000,000
給与所得控除	△1,740,000	△1,740,000	△1,740,000
給与(所得)	4,260,000	4,260,000	4,260,000
社会保険料控除	△900,000	△900,000	△900,000
寄附金控除	-	△98,000	-
基礎控除	△380,000	△380,000	△380,000
課税所得	2,980,000	2,882,000	2,980,000
寄附金等特別控除	-	-	△39,200
所得税	200,500	190,700	161,300
住民税	303,000	232,600	293,200

※社会保険料控除額は概算金額となります。

※復興特別所得税は考慮外としています。

※「義援金あり(寄附金控除)」はふるさと納税の適用対象と仮定しています。

※「義援金あり(税務割当除)」は住民税においても税務割当除の適用対象と仮定しています。

(単位:円)

2. 義援金を受取った場合の課税関係

個人の方が、地方公共団体から受け取った義援金は、所得税法上、非課税となります。

なお、義援金は資産の損害の補填を目的とするものではないことから、雑損控除における損失額の計算上、当該金額を控除する必要はありません。(雑損控除についてはNo.633を参照ください。)

(担当:大久保 雅之)